

揭示・契約

揭示

No.	項目	チェック
1	設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名	
2	建物その他の設備の規模及び構造	
3	施設の名称及び所在地	
4	事業を開始した年月日	
5	開所している時間	
6	提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	
7	入所定員	
8	保育士その他の職員の配置数又はその予定	
9	6に係る変更事項、その理由及び変更日	
10	設置者及び職員に対する研修の受講状況（※家庭的保育事業、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に限る）	
11	保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	
12	提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容	
13	緊急時等における対応方法	
14	非常災害対策	
15	虐待の防止のための措置に関する事項	
16	設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別	

契約書

No.	項目	チェック
1	設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	
2	当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	
3	施設の名称及び所在地	
4	施設の管理者の氏名及び住所（住所は施設の所在地でも可）	
5	当該利用者に対し提供するサービスの内容	
6	保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	
7	提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容	
8	利用者からの苦情を受付ける担当職員の氏名及び連絡先	

労働者名簿

No.	項目	チェック
1	労働者の氏名	
2	生年月日	
3	履歴	
4	性別	
5	住所	
6	業務内容（労働者30人未満は記載無し可）	
7	採用年月日	
8	退職年月日	
9	死亡年月日	

履歴には最終学歴と職歴（+期間）を記載すること。  
同一事業所内で業務の種類が変更となった場合も記載する。  
※履歴は採用時の履歴書でも可。ただし業務の種類が変更となったときは履歴書だけでは代用できないので名簿に欄がある

賃金台帳

No.	項目	チェック
1	氏名	
2	性別	
3	賃金（諸手当、賞与を含む）毎の計算期間	
4	労働日数	
5	労働時間数	
6	時間外労働／休日労働／深夜労働の時間数	
7	賃金の種類（基本給、諸手当）毎の金額	
8	控除の内容とその額	

※労働基準法より

（労働者名簿）  
第七十七条 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

※労働基準法施行規則より

第五十三条 法第七十七条第一項の労働者名簿（様式第十九号）に記入しなければならない事項は、同条同項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。  
一 性別  
二 住所  
三 従事する業務の種類  
四 雇入の年月日  
五 退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）  
六 死亡の年月日及びその原因  
② 常時三十人未満の労働者を使用する事業においては、前項第三号に掲げる事項を記入することを要しない。  
〔賃金台帳の記入事項〕  
第五十四条 使用者は、法第八十八条の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。  
一 氏名  
二 性別  
三 賃金計算期間  
四 労働日数  
五 労働時間数  
六 法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に労働させた場合には、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数  
七 基本給、手当その他賃金の種類毎にその額  
八 法第二十四条第一項の規定によつて賃金の一部を控除した場合には、その額